２　道府県知事は、前項の書類の添付のない法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、法附則第八条の三の四第一項の規定を適用することができる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十五条の七の三及び第六十一条の改正規定並びに附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分に限る。）　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

二　附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分を除く。）　前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十九号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第八条第一項及び第五十二条第一項第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第八条第二項第一号」を「第八条第一項」に改め、同条第七号中「奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する」を「法第八条第一項各号に掲げる」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八　奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業

九　奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業

十　奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業

第一条の二第五号の次に次の一号を加える。

六　地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業

第二条中「第二十二条第五項」を「第二十一条第五項」に改める。

第八条中「第五十二条第三号」を「第五十二条第一項第三号」に、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業

二　次に掲げる事業であつて、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け（その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。）を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの

イ　農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であつて、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業

ロ　畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業

ハ　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎（同号ニに掲げるものに限る。）の製造の用に供する施設の整備に関する事業

ニ　観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業

第十条第二項中「独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）」を「基金」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第十四号中「第二十二条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（財務省組織令の一部改正）

第五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第六条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表令和六年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。